

「装置型式指定規則」の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認の推進のため、平成 10 年に「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「協定」という。）に加入し、その後、協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）を段階的に採用しているところです。

協定の運営委員会である国連欧州経済委員会 (UN/ECE) 自動車基準調和世界フォーラム (WP29) では、新技術の普及等に併せ、必要な協定規則を作成・改訂してきています。このうち、日本が既に採用している「灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」等については、平成 18 年 3 月に開催された WP29 の第 138 回会合において、改正案が採択されており、協定に定める規則改正手続きを経て、平成 18 年 10 月 10 日に当該改正案が発効します。

これを受け、協定規則との整合を図るため、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）を改正しました。

2. 改正概要

「灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」等の改訂に伴い、認証の相互承認（外国政府の認定を受けている場合、型式指定を受けたものとみなすこと。）対象となる装置に係る規則の改訂番号の変更を行うため、装置型式指定規則第 5 条（指定を受けたものとみなす特定装置）を改正しました。

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認の推進のため、平成 10 年に「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「協定」という。）に加入し、その後、協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）を段階的に採用しているところです。

協定の運営委員会である国連欧州経済委員会 (UN/ECE) 自動車基準調和世界フォーラム (WP29) では、新技術の普及等に併せ、必要な協定規則を作成・改訂してきています。このうち、日本が既に採用している「灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」等については、平成 18 年 3 月に開催された WP29 の第 138 回会合において、改正案が採択されており、協定に定める規則改正手続きを経て、平成 18 年 10 月 10 日に当該改正案が発効します。

これを受け、協定規則との整合を図るため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等を改正しました。

2. 改正概要

協定規則の改訂に伴う主な改正は下記のとおりです。

- (1) 「前部霧灯に係る協定規則（第 19 号）」の改訂に伴う改正
 - ・ 前部霧灯に使用できる電球として、協定規則第 37 号に規定する H21W、PSX24W 及び PX24W の電球を追加しました。
- (2) 「灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」の改訂に伴う改正
 - ① 駐車灯
 - ・ 駐車灯の時間経過による自動消灯を禁止しました。また、現状、当該装置を装着した自動車が存在しないため、施行日から即日適用としました。
 - ② 再帰反射材
 - ・ 輪郭表示再帰反射材に「部分輪郭表示再帰反射材」に関する規定を追加しました。

部分輪郭表示再帰反射材の例

コーナーマーク（長さ 250mm 以上、90° で交差）



- ・ 再帰反射材の取付要件に関する規定を見直しました。

【長さ関係】

- 自動車の側面に備える再帰反射材は、①「自動車の前端及び後端から最も近い位置に備えるものの先端は 600mm 以内に取り付けること。」を追加するとともに、②「自動車の長さの 80%以上を表示すること。」の読み替え規定を設けます。（平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車にあっては、①については適用しないものとし、②については自動車の構造上、自動車の長さの 80%以上を表示することが困難な自動車は 80%以上を 60%以上に読み替えて適用します。）
- 自動車の後面に備える再帰反射材は、③「自動車の最外側から可能な限り近い位置に取り付けること。」を追加するとともに、④「自動車の幅の 80%以上を表すこと。」の読み替え規定を設けます。（平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車にあっては、③については適用しないものとし、④については自動車の構造上、自動車の幅の 80%以上を表示することが困難な自動車は 80%以上を 60%以上に読み替えて適用します。）

【高さ関係】

- 線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材のうち下部に取り付けられるものの下縁の高さは、「地上 0.25m以上」から「地上 0.25m以上 2.1m（細目告示第 1 節の基準が適用される自動車にあっては 1.5m（構造上、取り付けることが困難な自動車にあっては 2.1m））以下」とします。（平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車にあっては、適用しません。）
- 輪郭表示再帰反射材のうち上部に取り付けられるもの上縁の高さは、「可能な限り高く、自動車のその附近の最上端の 400mm 以内に取り付けること。」を追加します。（平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車にあっては、適用しません。）

- ・ 視認性に関する規定として、「観測面の範囲内の全ての位置において、再帰反射材の照射面の80%以上が確認できること。」を追加します。（平成23年12月31日以前に製作された自動車にあっては、適用しません。）

【観測面】

図1及び図2の観測面の範囲における高さが1mから3mまでの範囲

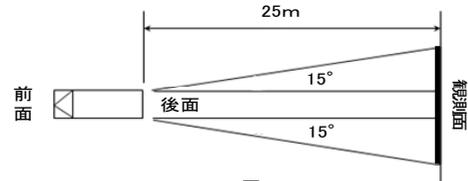


図1

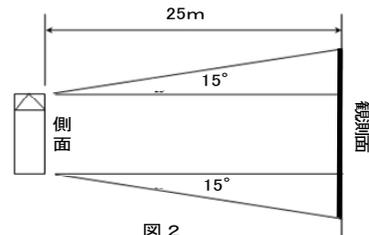


図2

- ・ 自動車の後面に備える再帰反射材と制動灯との距離規定（200mm以上離れていること。）を追加します。（平成23年12月31日以前に製作された自動車にあっては、適用しません。）
- ・ 自動車の後面に備える大型後部反射器は、再帰反射材の一部とすることができる規定を追加します。

(3) 「盗難防止装置に係る協定規則（第116号）」の改訂に伴う改正

① 盗難発生警報装置

- ・ 追加で盗難発生警報装置の電源に用いる電池を備える場合にあつては、非充電式の蓄電池を使用することができることとしました。

② イモビライザ

- ・ 原動機の始動装置の鍵を錠から抜いて外した後、イモビライザが設定されるまでの経過時間を5分以内から1分以内に変更しました。（平成21年12月31日以前に製作された自動車には、適用しません。）
- ・ リモートコントロールその他原動機の始動装置の鍵以外の操作装置により設定を行うイモビライザにおいて、原動機の始動装置の鍵を作動停止位置において錠から外した後自動設定されるまでの経過時間を5分以内から1分以内に変更しました。（平成21年12月31日以前に製作された自動車には、適用しません。）